

スタートランド

体育館レンタル利用規約

第1条 本体育館について

- ① 本体育館はスタートランドが所有し、施設を埼玉県川越市岸町 2-36-8 に置く。本校の経営及び管理運営に関しては、川合住宅設備株式会社が行う。なお、この規約における『本校』とは、スタートランドを指す。
- ② この規約は、会員以外も含め本体育館を一般貸出する際の規約であり、安全、円滑かつ秩序正しく運営するために規定するものである。本校を利用するすべての会員に適用される。
- ③ 『会員』とは、本校への入会申し込みを経て入会を認められた会員のことをいう。

第2条 体育館の利用申し込み

体育館を使用する希望日の 7 日前までに本校にその旨を所定の申込用紙で提出の上、本校が承諾した上で利用申し込みが成立する。

なお、団体の場合は申込人として代表者一人を置く。

第3条 未成年者による申し込み

小学生以下(個人・団体)のみへの貸し出しは保護者もしくは学校の教員他責任者の同伴を必要とする。ただし、本校が許可した場合はこの限りではない。

第4条 貸出の用途

貸出は個人、団体、法人でも可とする。使用用途としては、一般の運動及び文化的活動、学校及び自治会等の活動の一環に対し利用を許可する。(例 子供会の遊び場、サークルのイベント、サークルでの練習、ダンス、個人練習)

ただし、本校が利用者の公平性・中立性を保つため、政治的活動、宗教的活動への利用は制限される場合がある。

第5条 利用時間及び料金

施設及び用具の利用時間及び料金については、別途料金規定によるものとする。

第6条 キャンセルについて

キャンセルについては、利用日程の 4 日前から 30%、3 日前から 50%、当日 100%のキャンセル料が発生する。また、無断キャンセルについては 100%とする。

また、天災、交通機関の遅延、交通渋滞その他の理由によるキャンセルは一切受け付けられないものとする。

第7条 利用中の事故について

利用中の事故に関しては、施設及び用具の瑕疵による事故以外、本校は一切その責任を負わないものとする。

また、施設内での会員の私物の盗難について、本校は責任を負わない。

第8条 施設の利用について

施設の用具・備品に関しては、利用者の責任のもと正しく安全に使用する。

用具の準備、後片付け、ごみを出した場合の清掃については利用者が行う。

第9条 施設での禁止事項

- ① 必要以上の大声・騒音で他会員、近隣住民等に迷惑をかける行為。
- ② 定められた場所以外での飲食。
- ③ 定められた場所以外での喫煙
- ④ 施設内の用具の無断持ち出し。
- ⑤ 施設及び用具の故意による破損。
- ⑥ レッスン及び使用を許可された時間以外での無断使用。

上記禁止事項が発覚した場合、本校は利用者に直ちに施設利用を禁止し、損害の弁償を請求することができる。

第10条 本規約の改定について

本規約について、利用者のより一層の満足度向上と運営の改善のために本校は自らの判断で改訂できるものとし、その効力は会員全員に及ぶ。

改訂については、事前に施設内における書面の掲示といった方法で通知するものとする。

※上記の規約について、理解及び承諾いたしました。

平成 年 月 日

利用者

印